

料金メニュー表
(高圧省エネ電カプラン)
《九州電力株式会社管内》

実施日 2019年6月1日



「料金メニュー表（高圧省エネ電力プラン）」《九州電力株式会社管内》」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社の省エネサービスをご契約頂いた需要場所を対象としており、当社が別途定める「電気需給約款（高圧・特別高圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第1条 定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものといたします。

- (1) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (3) ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する期間を除きます。
- (4) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する期間を除きます。
- (5) 夜間時間
ピーク時間と昼間時間以外の時間をいいます。
- (6) 一般送配電事業者
本料金メニュー表では九州電力株式会社をいいます。

第2条 対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第3条 契約メニュー

本料金メニュー表に規定する契約メニューは次のとおりといたします。

需要区分	契約メニュー
高圧	高圧省エネ電力プラン1型（九州電力株式会社管内）
	高圧省エネ電力プラン2型（九州電力株式会社管内）

第4条 高圧省エネ電力プラン1型（九州電力株式会社管内）

- (1) 対象となるお客さまおよび需要場所の条件
当社が本料金メニュー表の適用を承諾したお客さまで、当社の省エネサービスをご契約頂いた場所を需要場所として高圧で電気の供給を受け、電灯および小型機器を使用し、または電灯および小型機器と動力とをあわせて使用し、並びに契約電力が50キロワット以上500キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が500キロワット未満といたします。）である電気需給契約をご契約されたお客さまを対象といたします。
なお、近い将来において使用する負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が50キロワット未満のものであるものについても対象とすることがあります。
- (2) 適用廃止
当社は、需要場所が(1)に定める供給条件を満たさないことが判明した場合には、高圧省エネ電力プラン1型（九州電力株式会社管内）の適用を廃止いたします。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- (4) 契約期間

本約款第 7 条（契約の成立、需給開始および契約期間）（5）にかかわらず、契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日から 1 年後の応当日の前日または 5 年後の応当日の前日までとし、お客さまとの協議によって定めるものといたします。

(5) 電気需給契約の解約等

(4) において、電気需給契約期間を電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日から 5 年後の応当日の前日までとしたお客さまが、需給開始日、契約メニューの変更または契約電力等を増加した（以下本項において「需給開始等」といいます。）日から 1 年後の応当日より契約期間満了日まで、電気需給契約が解約となる場合には、本約款第 33 条（お客さまからの契約の解約等）（2）（需給開始後の解約または変更にもなう料金の清算）にかかわらず、需給開始等の日からかかる電気需給契約の解約までに当社にお支払い頂いた料金について、さかのぼって高圧標準電力プラン 1 型（九州電力株式会社管内）を適用いたします。この場合、需給開始等の日から高圧標準電力プラン 1 型（九州電力株式会社管内）として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を清算金としてお支払頂きます。ただし、需給開始等から高圧標準電力プラン 1 型（九州電力株式会社管内）として算定される料金より既に申し受けた料金の方が多い場合でも、当社は差額をお支払いいたしません。

(6) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ. 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ)新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、電気需給契約により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、電気需給契約による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上電気需給契約によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

(ロ)使用する受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(ハ)使用する受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ. 自家発補給電力と同一の計量器で計量（以下、「同一計量」といいます。）される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ハ. 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は、契約電力を第 5 条（6）イ.によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イ.によって定めます。

(7) 料金

料金は、別途提示する基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、以下に従って力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをした後のものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イ.によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1) ロ.に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イ.によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1) ロ.に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ロ.（イ）によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）二.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ロ.（ロ）によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）二.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

- イ. 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。
- ロ. 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しといたします。

第 5 条 高圧省エネ電力プラン 2 型（九州電力株式会社管内）

(1) 対象となるお客さまおよび需要場所の条件

当社が本料金メニュー表の適用を承諾したお客さまで、当社の省エネサービスをご契約頂いた場所を需要場所として高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用し、および契約電力が 500 キロワット以上 2,000 キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が 2,000 キロワット未満といたします。）である電気需給契約をご契約頂いたお客さまを対象といたします。

なお、お客さまに特別の事情がある場合、または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合で、一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても対象とすることがあります。

(2) 適用廃止

当社は、需要場所が (1) に定める供給条件を満たさないことが判明した場合には、高圧省エネ電力プラン 2 型（九州電力株式会社管内）の適用を廃止いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(4) 契約期間

本約款第 7 条（契約の成立、需給開始および契約期間）(5) にかかわらず、契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日から 1 年後の応日目または 5 年の後の応日目までとし、お客さまとの協議によって定めるものといたします。

(5) 電気需給契約の解約等

(4) において、契約期間を、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日から 5 年後の応日目までとしたお客さまが、需給開始日、契約メニューの変更または契約電力等を増加した（以下本項において「需給開始等」といいます。）日から 1 年経過の後、契約期間満了日までに、電気需給契約が解約となる場合には、本約款第 33 条（お客さまからの契約の解約等）(2)（需給開始後の解約または変更ともなう料金の清算）にかかわらず、需給開始等の日からかかる電気需給契約の解約までに当社にお支払い頂いた料金について、さかのぼって高圧標準電力プラン 2 型（九州電力株式会社管内）を適用いたします。この場合、需給開始等の日から高圧標準電力プラン 2 型（九州電力株式会社管内）として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を清算金とし

てお支払頂きます。ただし、需給開始等から高圧標準電力プラン 2 型（九州電力株式会社管内）として算定される料金より既に申し受けた料金の方が多い場合でも、当社は差額をお支払いいたしません。

(6) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- イ. 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ロ. 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

(7) 料金

料金は、別途提示する基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、以下のとおり力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをした後のものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ.(イ)によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ.(ロ)によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

- イ. 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。
- ロ. 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

第 6 条 本料金メニュー表の変更および契約メニューの変更・廃止

当社は、契約メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第 3 条 本約款等の変更 によるものといたします。

第 7 条 その他

(1) 本料金メニュー表別表 3 に定める離島平均燃料価格算定期間は、本約款第 2 条（定義）(22) に定める平均燃料価格算定期間と同一とします。

(2) 本約款第 33 条 (2) で定める燃料費調整額は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額と読み替えて適用します。

(3) 本約款第 4 条 (4) は以下のとおり修正します。

第 4 条 (4)：別段の定めがある場合を除き、基本料金、電力量料金の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で切り捨て、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額の単位は、1 円とし、その端数は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額を合計した額について、小数点以下第 3 位で切り捨て、再生エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り捨て、また、料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

別 表

別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ. お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別表 2 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0053$

$\beta = 0.1861$

$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
-----------------------------	------------------------------

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロ.によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1 キロリットルにつき	27,400 円
-------------	----------

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.127 円
-------------	---------

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イ.の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロ.によって算定された燃料費調整単価と、別表 3 (1) イ.の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合算した単価をお知らせいたします。

別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

	日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1キロリットルにつき	52,500円
------------	---------

(3) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.003円
------------	--------